

在宅医療推進設備整備事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する在宅医療推進設備整備事業について、補助の要件等を定めるものとする。

なお、本事業は、訪問診療等の体制を強化することにより、良質かつ適切な在宅医療の提供を目指すことを目的とする。

(申請者の要件)

第2 申請者は、医科診療所又は病院の開設者とする。ただし、日常的に訪問診療等を行っている者又は補助対象年度内に新たに訪問診療等を行おうとする者に限る。

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は、訪問診療等を行う際に必要な血液検査装置、画像診断装置、輸液ポンプ・シリンジポンプその他の医療機器の整備とする。ただし、老朽化等に伴う単なる更新に係るものは除く。

(補助対象経費等)

第4 補助の対象とする経費及び補助率は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

医療機器購入費（各購入単価が100千円以上のものに限る。）

(2) 補助率

1/2

(3) 補助上限額及び下限額

上限額500千円、下限額150千円

2 前項の規定により算出された補助金額の合計額が本事業に係る県の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(交付の申請)

第5 補助金の交付申請に当たって、要綱第3第2項（4）に規定するその他参考になる書類は、次のとおりとする。

(1) 実施計画書（要領様式）

(2) 整備する医療機器の見積書の写し

(3) 整備する医療機器のパフレットの写し

(実績報告)

第6 補助金の実績報告に当たって、要綱第6第2項（5）に規定するその他参考になる書類は、納品された医療機器の写真、一般競争入札等により調達したことが確認できる書類、契約書、納品書、請求書及び領収書の写しとする。

附 則

1 この要領は、平成28年1月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 この要領は、平成27年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年11月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和元年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和2年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。